

会議録要旨

会 議 名	第 2 2 回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日（水） 1 5 : 0 0 ~ 市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 高橋 修 松尾重喜 高橋英志 田中亜希子 菅原宏輔 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴 1 名

開会（横山委員長）	<p>年末の大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。第 2 2 回目の市民委員会をはじめます。まず、会議次第の 2 番目にある部会修正事項の報告及び協議等のうち、C 部会報告、C 部会と議会改革検討協議会との意見交換の 2 つについて、一括して事務局から報告をし、次に市長・副市長からの意見と職員意見の募集についての報告に進み、最後に F 部会報告という順序で会議を進めたいと思います。それでは、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1 2 月 1 2 日に C 部会の皆さんにお集まりいただき、大きく修正をするということになった当初の C 部会案である「市民の役割」「議会の役割」「議員の役割」について話し合いました。</p> <p>はじめに、市民の役割ですが、役割ではなく権利と責務についてそれぞれ規定するということになりましたので、委員会で出された意見や議会議員との意見交換会で出された意見を基に修正案を作りました。</p>
	<p style="text-align: center;">（市民の権利）</p> <p>第〇条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。</p> <p style="text-align: center;">（市民の責務）</p> <p>第〇条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。</p>
	<p>権利について規定する事項として、市民委員会で確認された意見は、まちづくりへの参画と情報を知る権利でしたので、その 2 項建てにしています。また、責務については条を分けて別に規定することとしています。</p> <p>次に議会と議員の部分です。見出しは、議会については第 1 項に役割が規定されていますので、役割と責務とし、議員については責務としています。</p>
	<p style="text-align: center;">（議会の役割と責務）</p> <p>第〇条 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題について調査研究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映した政策形成に努めるものとします。</p>

	<p>(議員の責務)</p> <p>第〇条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、政策形成能力の研鑽に努め、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理観及び使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。</p>
	<p>この2か条を議会に示し、C部会の皆さんと21日に議会改革検討協議会との意見交換に行つて参りました。また、意見交換の進行は、小山副委員長に行っていました。</p>
	<p>本日資料としてお配りしておりますが、議会改革協議会資料と書かれた新旧対照表形式の規定文案と、裏面に9月の議会議員との意見交換会や市民委員会での意見などを要約したものをまとめたものを14日に議会側に事前提供しました。当初、意見交換は、議会改革検討協議会の日程から外し、協議会開催前にざっくばらんに意見を交換するという予定でしたが、当日になって協議会日程に組み入れて開催したいということになり、新聞記事の写真のように少し形式ばった感じの中行いました。意見交換なので規定文について擦り合わせをするというようなものではないということは、双方認識の上意見交換に臨んでいます。当日いただいた意見をご紹介します。</p>
	<p>最初に、議員から、見出しを「議会の役割」から「議会の責務」に変更したことから、「議会はちゃんとやっていないのではないかと市民は考えているのではないか。市民委員の意見を聞きたい」という話がありました。C部会の皆さんから、見出しの変更にあたっては、そういう背景があるからというのではなく、規定内容にふさわしい見出しとただけであると答えています。また、職員委員からは、若い世代の市民は、議会は何をしているかほとんど知らない。議会側からの発信があると良いと思うという意見を述べました。</p>
	<p>規定案の中では、「議会に対する監視と評価について、行動規範を示すことも含めて条例に規定してはどうか」という提案や「情報提供が議員から議会の規定に移動している。議員ではなく議会としてどのような情報提供が考えられるか」という質問がありました。</p>
	<p>その質問に対しては、公募委員から、夜間議会、休日議会、移動議会などのように、議会側から市民の方に寄っていくことで市民に近づくことができるのではないかと意見を述べています。そのほかにも、「あまり細かく規定する条例ではないので、修正案で良い」という意見もいただいています。詳しくは資料に列記してありますのでご覧ください。</p>
	<p>資料で配布しています新聞記事には、「市長提言の前に改めて意見交換の場を設ける考え」と書かれていますが、具体的にそのようには言っておりません。座長の方からは6月議会に提案するのであればその間にもう1回くらいできるのではないかと話がありましたが、提言前になると日程的に難しく、議会事務局とも意見交換の開催は困難という同一の認識です。</p>
	<p>委員長 意見交換に出席された委員の皆さん、大変ご苦勞様でした。建設的な意見もいただいたようですね。これについてどう取り扱うかということについては、この後協議したいと思います。</p>
	<p>続いて、市長・副市長との調整意見について報告をお願いします。</p>
	<p>事務局 市民委員会として議論をしている最中ですが、条例素案の全体が見えてきましたので、市長と副市長に説明を行ってきました。市民委員会で議論をしたポイントなどを説明しながら、市民委員会がどのようなスタンスで素案作りに取り組み、文案を作っているか説明いたしました。そのときにもらった意見について資料にまとめましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>はじめに、副市長の意見ですが、「新たな時代のコミュニティづくり」という観点で基本条例を考えてほしいという要望と、「市の行政執行については、市民の皆さんに公平感を抱いてもらえよう運営する」という方針なので、そういうことが読み取れるような規定にしてほしいという大きく2つの意見をいただきました。</p>
	<p>次に、市長からは多くの項目について意見をいただきました。</p>

コミュニティの部分については、市長も副市長も重要視していて、市長からは定義の部分に地域コミュニティを加えた方が良いのではないかという意見がありました。

次に、「まちづくりの基盤」については、「指針」といような表現の方がしっくりくるのではないか。また、「条例の趣旨に基づいて」よりも「趣旨に沿って」の方が良いのではないかとされました。

議員の行動規範を基本条例に規定してはどうかという議員からの提案に対しては、市長提案で作る条例なので、議員の行動まで律するような規定を設けることは立場上できないので、そのことについては理解してもらおうとうことでした。

市長の責務にある「総合的に市政を運営」という部分に関して、「総合的」というのはどうもしっくりこない。全ての市民を対象に市政を運営することが市長の責務なのではないかという話がありました。また、「行政課題に対応できる人材の育成」という部分に関しては、職員は行政課題に対応できる者でなければならず、そうでないと困る。もう少し踏み込んで書くべきではないかということでした。職員に求められる資質というのは、市民の気持ちに共感し、市民の立場に立って市民と一緒に考えることができる姿勢や親身になって話を聞いたり親切丁寧な説明をするなど、優しい対応ができるということではないかと考えているということでした。

全体の話としては、新たな施策の企画立案に当たっては、市民が参画した市民委員会のような形を取って、市民参加で進めていくことを基本とするということを条例の中で書けないかという提案がありました。

他に、コミュニティの規定文に「提携」という字句を用いると、内容を難しくし、規定趣旨が伝わらなくなってしまうのではないか。「協力」だけで良いのではないか。行政評価に関しては、行政評価の結果について「反映し、改善するよう努める」としているところを、必ずしも改善が必要という訳ではないので「反映」だけで良いのではないかという話がありました。

国や北海道との連携に関しては、国や北海道と連携してまちづくりをするのは当たり前なので、恵庭市の姿勢として、国や北海道が目指すまちづくりに貢献できるような自治体であることを目指すべきではないかという話がありました。

以上が初めて素案の案を見もらった後にいただいた意見です。併せて、この段階で良いので職員からも意見を求めてはどうかと提案がありました。年明けの1月4日に庁議が開催されますので、その場に本日の議論までを反映させた素案（案）を出して職員意見の募集を議題にしてもらいます。同時に庁内ネットワークを利用して職員にも直接お知らせします。

委員長 ありがとうございます。市長と副市長からも意見をいただいたということです。この取扱いをどうするかということを議論したいと思います。議会からも建設的な意見をいただいておりますし、市長もしっかりしたお考えを持っているという印象で、柔軟で豊かな発想を持って市政を運営されているというように感じましたし、議会や市長の意見について取り入れるかどうかの検討をすることについてご意見をいただきたいと思います。また、職員からも意見をいただくということです。その意見についても議論をする機会を持った方が良いと思います。問題は、日程との兼ね合いです。提言は1月中に行わないと間に合わないスケジュールでしたでしょうか。

事務局 提言後に開催することとしております最終フォーラムが2月5日ですので、フォーラムとの関係では1月中ということになります。

委員長 最終フォーラムは必ずしも提言後でなければならないという訳ではありません。ほぼ完成している状況であれば問題ないでしょう。それではご議論いただきたいのですが、議会改革検討委員会にいただいた意見、市長や副市長からいただいた意見、今後職員から提出される意見について、取り入れるかどうかの検討をする機会を設けることについてご意見をお願いします。

○ 私は、いただいた意見を全ての担当部会で検討することができれば良いと思います。

委員長 相当ハードなスケジュールになってしまい、委員の皆さんも大変になってしまいますので、全体で検討するというところでどうでしょうか。

○ みんなで検討すれば良いのではないのでしょうか。

○ そうですね。

○ 今話を聞いたばかりなので頭で整理されていませんが、職員の意見を聞くことは悪くないのですが、原案に対して意見を聞くということであれば、市民からの意見を聞く機会を設けないとおかしなことになりませんか。寄せられた意見を検討する機会を設けるということには賛成ですが、そうしないと市民は提言後にパブリックコメントしか意見を出せないということになると思います。

○ 手順はどうなるのでしょうか。最終フォーラムは、委員会として作り上げたものを市民の皆さんにお知らせする場なのか、市民の皆さんから意見を聞いて議論を深めるための場にするのかどちらなのでしょう。

委員長 当初はお話の初めの方の趣旨でしたが、この間の議会や市長からいただいた意見の取扱いのことなどを考えると、提言はまだですが、9割方は出来上がっているわけですので、それを紹介して、市民の方からも意見をいただいて、必要であれば修正をするということを行っても良いと思います。それであれば、先ほどのご意見の趣旨にも合致しますね。

いただく意見はすべて取り入れるというものではなく、我々は相当議論を重ねてきましたので、方向が定まっているものもあります。しかし、我々と違う観点からの意見などもあると思いますので、意見をいただいた上で必要であれば修正をするという取扱いが良いと思います。

特に条例制定の効果を高めるためには、職員の意識を持ってもらうことが重要ですので、意見をもらうというのは良いことです。我々からもそういう提案をしても良かったかもしれませんが、事務局と我々だけでは中々お願いしづらいことです。トップがそう判断していただいたので実現したのですが、とても良い試みだと思います。

○ 1月4日の庁議というのはどういうものなのでしょう。

事務局 市長、副市長、教育長、部長職など幹部職員による会議です。

委員長 そうすると、そこで議題にするというのは、幹部職員に意見募集をして、幹部職員から部下の全職員に意見募集を伝えるということになりますか。

事務局 庁議で話し合ったことは全職員に伝えることになっておりますが、庁議報告という伝達手段のほかに、庁内のネットワークを通じて全職員にお知らせします。

委員長 なるほど分かりました。期日を決めて意見を提出していただくということですね。

○ 目的は二つですね。ひとつは規定内容について職員の方々の考えやアイディアのようなものをいただくということで、もうひとつはこの条例を執行するには職員の皆さんが重要な役割を担

<p>うこととなりますので、意識づけというか啓発というか、そういうことを条例の制定過程で行うということですね。そういうように考えて良いですね。</p>
<p>○ 私は今のお話を聞いてすごく嬉しく思っています。それは、以前「市民と行政の協働のまちづくり指針」を作ったときに、20回以上の議論を重ねて作り上げたのに、出来上がったものがほとんどの職員に伝わっていませんでした。そういうことから、今回の試みは大変画期的だと思います。</p>
<p>○ 私も、新たな施策の決定は市民が参画した市民委員会でやるのが基本だと定められないかという市長のお話を聞いて、大変すごい発想だと感心しました。</p>
<p>○ 基本的にはこういう意見をベースに、みんなで議論した方が良いと思います。</p>
<p>委員長 そうですね。そうしますと、日程の問題になりますが、既に1月の広報には「最終フォーラム」ということで掲載しているのでしょうか。素案の提言をしたという内容になっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 最終フォーラムとしていますが、そこまで具体的には掲載していません。条例素案の紹介と経過の報告というように案内しました。</p>
<p>委員長 そういうことであれば特段の問題はありませんね。事務スケジュール的には提言の最終リミットはどのくらいになりますか。議会に諮るのはいつですか。</p>
<p>事務局 6月議会に提出予定です。</p>
<p>委員長 すると、パブリックコメントの募集や地区説明会の開催などを考慮して逆算すると提言のリミットはいつになりますか。</p>
<p>事務局 年度内に提言されればスケジュール的には6月議会に間に合います。</p>
<p>委員長 3月いっぱいまでということでしたらまだ余裕はありますね。ただ、地区説明会を年度末や年度当初にするというのは難しかったりしませんか。</p>
<p>事務局 特に大きく支障が生じるということはないと思います。</p>
<p>委員長 そうであれば、2月という一番寒い時期に地区説明会を開催しないで済みますね。最終フォーラムという名称にしていますが、市民意見の募集ということも含めた内容にし、提言を終えた後に地区説明会と連動させてフォーラムを開催することも考えても良いかもしれません。地区説明会は、3月下旬から場合によっては4月に入ってからでも良いでしょう。</p>
<p>○ 市役所は、4月に人事異動がありますので、事務局の体制が変わる可能性もありますね。</p>
<p>委員長 すると年度内に全てやってしまうことを目指した方が良いでしょうか。</p>
<p>○ 我々が残ってくださいとお願いすることもできませんので、そうなったときは引き継ぎをきち</p>

んとしていただければ結構です。

委員長 それでは3月初旬までに提言書案をまとめることにしましょう。そして地区説明会と最後のフォーラムを3月下旬までにやってしまうというスケジュールではいかがでしょうか。

○ 地区説明会ですが、説明を行うだけではなく市民の意見も聞いて吸収するというのでしょうか。

委員長 地区説明会は、提言書を提出した後に開催しますので、市民委員会としては意見を取り扱うことができません。おっしゃるように地区説明会ときには市民から意見が出ると思います。その意見については、行政側で拾い上げてもらうしかありません。説明については、市民委員の皆さんが積極的に説明していただくことになります。

○ 今日のお話を聞いて、議会改革検討協議会や市長・副市長、そして職員からも、さらにフォーラムで市民からも意見をいただくので、その意見を一緒に検討してもらったらどうかと考えたのです。

○ 委員長のお話のとおり、スケジュール的には提言書の提出後に地区説明会を開催しますので、意見があればパブリックコメントしかないことになります。そのため、先ほど原案に反映させるよう事前に職員から意見を聞くというのは公平感に欠けるという発言をしました。

委員長 そういうことから最終フォーラムで市民意見を聞くことにしました。

○ そうですね。それで、そのときに地区説明会と同時期に開催しようとしている最後のフォーラムというのはやはり必要なのでしょうか。地区説明会の全市版のようなものでしょうか。

委員長 そういうイメージです。周知を図るための機会です。

○ その場では、意見は聞くけど提言は終わっているというスタンスで、説明することが中心になりますね。

委員長 そのほかに、委員の皆さんの思いを述べていただきたいと思います。そういうことからすると、2月5日の進め方については改めてもう一度考えることにしたいと思います。

○ 2月5日の段階では、市民の意見を聞くことが大事だと思います。我々の意見を言っても良いのですが、意見を聞くことこそが重要だと思っています。

○ 協働ということから考えると、我々と市民との双方向でやりとりをするということが大事だということに考えて良いのではないのでしょうか。我々の考えを市民に伝えるし、市民からの意見も聞くということで良いと思います。

委員長 他市でも同じようなスタイルで行いましたが、委員からお話したことに対して来場者からも意見が出ましたので、そのように行って良いと思います。

○ 前回の中間フォーラムでは、パネラーとして委員2名が登壇して、結構な時間話をしましたが、

その後市民の方からもどんどん意見が出ました。なので、心配はいらないと思います。

委員長 そのようにしていただいた意見は、その後の市民委員会でどうするか考えることになりま
ので、職員の意見などと同じように考えることになります。

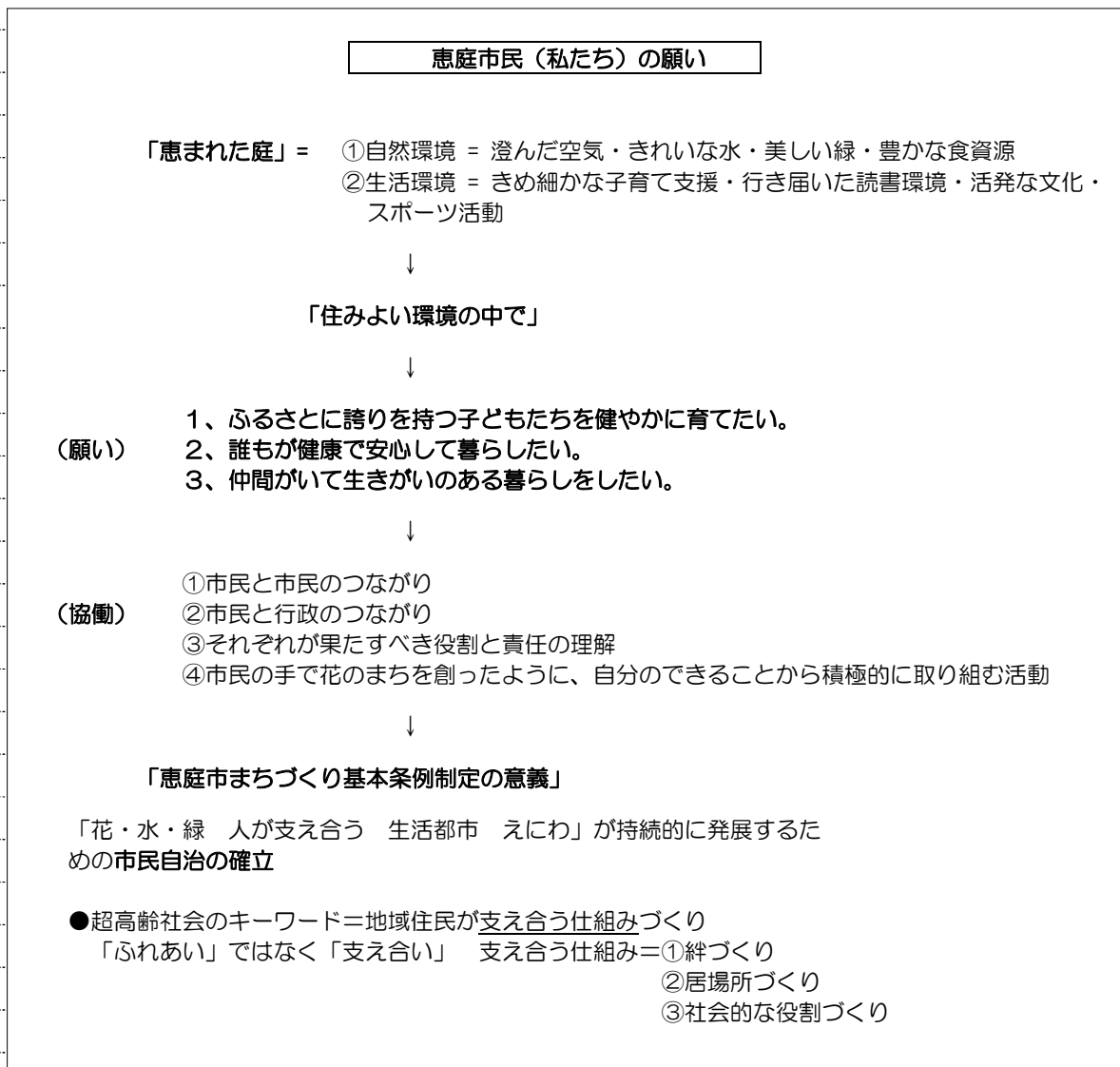
それではそういう形式で進めることにしたいと思います。

本日は、この後F部会修正案の協議を行います。前文の修正案と地域オリジナルについてとい
うことです。それではご報告をお願いします。

○ F部会の修正案を説明する前に、どういう経緯で修正をしたかということの説明します。

12月6日の市民委員会で出された意見ですが、一つ目が、花のまち恵庭は、市民が創り出し
た景観なのでそれを書き込めないか。二つ目が、恵庭の豊かな食資源について書いてはどうか。
三つ目が一番問題になったのですが、「それぞれの特徴や能力」という表現が分かりづらいという
ことから「個性や持ち味」のような表記はどうかということ、持ち越しになった部分です。そ
の後、事務局を通じて部会以外の委員から私案をいただき、言い換え例の提示をいただきました。

そこで、そういった意見も考慮しながら、修正案を考えるに当たって、次の流れで組み立てま
した。



というように、「特徴や能力」という部分を「市民の手で花のまちを創ったように、自分のでき
ることから積極的に取り組む活動」というように具体的に書きました。そういうことで考えた修
正案が、次のとおりです。

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・豊かな食資源、そしてきめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活弁な文化・スポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい。誰もが健康で安心して暮らしたい。仲間がいて生きがいのある暮らしをしたいと願っています。

そのためには市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

委員長 ありがとうございます。ご説明いただいたように修正案が出されました。これに対してご意見などをお願いします。

○ ふくよかな文章になったように思います。ひとつだけお尋ねしますが、「食材」を「食資源」というように堅い表現にしたのには何か理由がありますか。

○ 「食材」とすると範囲が狭まると思い、畑作や稲作を連想できる「食資源」という言葉を使うようにしました。

○ 分かりました。よくわからないのですが、文法的な用法の話として、「育てたい。」と「暮らしたい。」のところには句点が打ってありますが、「生きがいのある暮らしをしたいと願っています。」の「したい」には句点がありません。すべて「願っています」にかかっていると思うのですが、どうでしょうか。普通に考えると、句点ではなく読点を打つのでしょうか、それだと大変長い文章になってしまいます。

○ 通常の文章表現では句点は使わないと思います。それぞれ3つの願いを強めるために句点を用いたのですが、文章表現上おかしいということであれば、皆さんのご意見も聞いてみたいと思います。

○ 単純に文法的には読点なのでしょうが、それでは文章がしまらないので句点の方が意図が現れているとは思いますが。

○ そうであれば、この3つを鍵括弧で括るという方法はでしょうか。

○ それであれば3つの願いがストレートに表現されて良いのではないのでしょうか。

○ 良いかもしれませんね。

委員長 そうですね。その方が良いかもしれませんね。

○ 戻りますが、「豊かな食資源」については、「食」をいれなければなりませんか。「豊かな資源」ではだめなのでしょうか。「食」には拘りがあるのでしょうか。

○ 「資源」だけですと漠然としすぎて何を言いたいのか分かりません。恵庭は農業のまちなので

食糧基地として食資源で良いと思います。

○ 「資源」という言葉には、鉱物資源など様々なものが含まれるため、「食」がぼけてしまいます。道の駅で一番売り上げているのは恵庭産の農産物ですので、「食資源」としています。

○ 恵庭未来設計図という資料には「地域資源を活かしたまちづくり」と書かれています。そういう幅広いイメージではなく、食材をイメージしました。

○ そこにポイントを置いたのかなと思ったので尋ねました。

○ 議論の過程で、「恵まれた庭」の構成要素をグルーピングして、自然環境と生活環境に分けていますが、食資源のポジションは、その中間の両方に関わってくるのかなぁと思います。食資源ということにポイントを置いて書くというのは意味があるんだと思います。

○ 恵庭は農業のまちなので、良いと思います。

委員長 「食資源」とした方が文章は良いようですね。「食材」というのは少しイメージが異なるように思います。

○ そうですね。私もそう思います。特に反対したくて聞いたわけではありません。

○ 前回議論になった「特徴や能力」の部分を置き換えたのは良いですか。

委員長 「市民の手で花のまちを創った」というのはとても重要なことなのですね。

○ そうです。あちこちに行って話をするとき、「恵庭から来た」と言うと、「花のまちですね」というように言われます。

○ そうすると、恵庭が他の地域と差別化されるのは、子育て、読書環境、花のまちということになるのでしょうか。私は、この修正案で良いと思います。

委員長 だいたいこの修正案で良いというご意見のようですので、この修正案でいきたいと思います。それでは、次の議題であるF部会報告（コミュニティの規定に関する庁内検討状況）に進みたいと思います。この件について説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から説明させていただきます。前回の市民委員会でご報告いたしました地域オリジナルとして考えたコミュニティについての規定ですが、第3項については、町内会に関するメッセージとなっています。市に対して町内会と協力・提携関係を構築するよう規定しているものです。このため、町内会に対する市のスタンスや目指すべき関係性などを踏まえ、町内会を所管する市民活動室で議論を深めてもらっています。庁内議論のポイントは、ひとつは、町内会との関係を規定することの是非と規定する場合の内容で、もうひとつは、地域コミュニティ以外の目的を同じくする人の集まりであるコミュニティについての規定がないのでそれについて規定することの必要性とその内容についてです。私たち企画振興部内での議論に加え、市民活動室でも検討してもらっているところで、たたき台となる文案を作成するまでに至っていませんが、このことについてご意見をいただきたいというように思います。

<p>委員長 コミュニティというと、代表的なものは町内会ですが、それだけではありません。他の団体や地域によらないコミュニティもあります。どこまで列挙し、どこまで規定すれば良いかというのを考えなければなりません。</p> <p>稚内市の例を見ると、「町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化団体、スポーツ団体などの多様なコミュニティ活動を担う団体」というように多めに列挙する方法をとっています。また、市民と市は、その団体を守り育てるということと、市は、必要な支援を行うというところまで書き込んでいます。</p>
<p>事務局 議論のポイントは2点ありまして、町内会だけを書く項に加え、別の項で目的で集まるコミュニティについて書くという意見と、第3項の中に両方を書き込むという意見です。町内会だけに特筆して書く必要があるのではないかという意見が多く、第3項で町内会だけに向けた規定を置いて、第4項にそれ以外のコミュニティについて書くという形にすることを考えています。</p>
<p>委員長 全部を列挙する方法ではなく、町内会だけに特筆した項を設けるということであれば、それだけ強いメッセージを出すということになります。その必要があるかどうかという観点になるでしょうか。</p>
<p>○ 私は、定義部分でコミュニティをきちんと定義していますので、個別の団体を挙げるとどこまで列挙すれば良いのか分からなくなってしまうため、個別の団体名は書かない方が良いというように思います。</p>
<p>○ 私は、第3項で例示している「町内会」という字句を外してしまったらどうかと思います。あえて町内会ということではなく、町内会も含む様々なコミュニティということで良いのではないかと思います。</p>
<p>委員長 コミュニティ自体が少し分かりづらいものです。さらに地域コミュニティについて規定するというのであれば、例示列挙するように書いてあげた方が分かり易いのではないのでしょうか。それと、市民委員会や行政側がどれだけ町内会に対して強くメッセージしたいかということになるでしょうね。</p>
<p>○ 用語の定義でコミュニティについて書いてありますが、中を見てみると2つのことが書いてありますね。最初の「生活の場である地域社会を構成する人々の集まり」というのは、地縁による町内会などの集団を指していて、後半の「共通の目的や関心によって結びついた人々の集まり」というのは、サークルなども含むそれ以外の団体を指しています。そこで、原案の第12条の規定を見てみると、第1項と第2項はその両方のコミュニティについて書いていて、第3項は前段の地域コミュニティについて書いているという構成になっていますので、町内会に対して書いてあるという認識でよろしいですね。</p>
<p>委員長 そうですね。しかし、地域コミュニティには町内会以外の団体も含まれますので、必ずしも町内会限定ということにもならないと考えて良いでしょう。これまでの議論では、メインが町内会ですので、それ以外の団体については例示せずに「など」に含めるということで「町内会など」という表現に落ち着いたというものではなかったのでしょうか。</p>
<p>○ 定義では「地域コミュニティ」という説明をしていませんので、「町内会などの地域コミュニティ」とするのは、意図は分かりますが、使い方としてはどうなのでしょう。</p>

- 「町内会などのコミュニティ」とした方が良いかもしれません。また、「緊密な関係を維持」程度で良いのではないのでしょうか。私は、コミュニティを論ずるときに、町内会というものは外すことのできない重要な地域コミュニティだと思ってますので、町内会については条文の中に書く必要があると思います。それとは別に、他のコミュニティについて書くかどうかを議論すれば良いと思います。確かに、定義にはコミュニティしか書いてないのに、地域コミュニティという言葉が出てくるということには違和感がありますね。

委員長 まちづくりには、文化団体やスポーツ団体なども役割を果たしていますね。恵庭は活動が盛んだというように認識しています。まちづくりに関わるそれらの団体について触れないでも良いのでしょうか。そういうことから考えると、第11条の規定は少し中途半端になってしまっているかもしれませんね。どういう団体を書き込むべきでしょうか。

- ボランティア団体と言ってしまうと、すべてがそうになってしまいます。読み聞かせボランティアや福祉ボランティアなど個別の団体を挙げる必要があるかどうかということでしょうか。

- 町内会とテーマで集まった団体とはきちんと区分すべきです。第4項を設けて分けて書かないとおかしなことになると思います。

委員長 NPO法人なども含まれるでしょうね。

- 政治団体や宗教団体などを除けば、ほとんどがまちづくりに関係するコミュニティになるのではないのでしょうか。実在するのは知りませんが、例えば「川柳の会」「俳句の会」など趣味で集まっているサークルであっても、文化活動としてまちづくりに関与しているわけですから、そういう数多くある団体を列挙するのは難しいので、例示はしないでも良いのではないかと考えています。文化団体とひとくくりにしてしまうのは簡単ですが、郷土芸能の団体や、史跡の保存に取り組む団体など多種に亘ると思うのです。

- そういう諸々の団体を社会教育で分けしているのは、文化団体とスポーツ団体の2種類で、郷土芸能にしても歴史にしても全て文化団体ですので、様々な活動を行っていても、その2つに入れ込むことはできると思います。

- くくるとすればそれくらい大きな枠で良いのではないのでしょうか。

- 私もそう思います。それと、町内会というのは別にして規定すべきだと思います。それは、地域自治というか住民自治ということを考えて条例の規定を考える必要があるからです。

- するとやはり役割は違うというように考えるということですね。文化団体などとは違う役割を担っているということですね。

- 「町内会は市役所の下請けじゃない」と言う町内会長さんもいらっしゃるようですが、それはその会長さんのお考えとして、やはり町内会というのは地域自治に重要な役割を担っているわけですから、行政とも関係を持ってくるでしょうし、町内会については条例に謳う必要があるのではないかと思います。

事務局 市長の意見を聞いたときに、地域コミュニティと用いるのであれば、地域コミュニティの定義を置く必要があるのではないかとこのように指摘されています。ですので、地域コミュニティを定義して用いるという方向でお考えいただければと思います。

また、副市長の意見を聞いたときには、話のほとんどが町内会についてで、市長も副市長も、町内会については共通して重要性をお話されていました。

○ やはりもう1項設けた方が良いというように思います。

○ 私もそう思います。

委員長 政策調整課での議論というのはどういうものですか。

事務局 第3項については町内会に特筆して規定を置き、第4項を新設してコミュニティ全般について規定をするという方向で考えております。第3項と第4項の順番についてはまた考える必要があるかもしれませんが。

○ それがすっきりして良いのではないですか。

○ そういうことにしましょう。

○ 老人クラブというのは、文化団体やスポーツ団体ではないですよ。町内会に近い団体でしょうか。

委員長 恵庭では老人クラブというのは活発なのでしょうか。

○ 活発です。

○ 老人クラブというのはどういう活動をしているのでしょうか。趣味の会でしょうか。

○ その会によって様々です。ボランティアのような活動もしているところもあります。

○ かつての老人クラブの悪いイメージとして、じいちゃん・ばあちゃんが朝から集まって飲み食いしてカラオケ歌って騒いでというようなものでしたが、現在では、老人クラブの中でクラブ活動を設けて、囲碁や将棋、パークゴルフといった活動を行っています。しかし、今思えば、以前のようにみんな集まって飲み食いするということはとても大事なことで必要なことではないかと考えています。今は「繋がり」がないので、憩いの家に行って皆が知り合い、繋がりが広がるというのは高齢者サポートということでもとても重要なのではないのでしょうか。かつて悪いイメージだった活動も、そういうことが機能として必要なのではないかと思うようになりました。

委員長 そうですね。一人暮らしの高齢者も増えてきていますので、そういうことも考えられます。それでは、本日の議題のうち、スケジュールについて確認をしておきたいと思います。

2月の最終フォーラムは、最終の前段ということになりました。この後の市民委員会は、少しハードですが、1月に2回、2月に2回行い、3月中に提言書を提出という予定です。

それでは本日の委員会を終了します。大変お疲れ様でした。